

瀬戸市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第26号

瀬戸市消防団条例の一部を改正する条例

瀬戸市消防団条例（昭和42年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第14条関係）		別表第1（第14条関係）	
区分	報酬の額（年額）	区分	報酬の額（年額）
団長	円 <u>153,000</u>	団長	円 <u>150,000</u>
副団長	<u>123,000</u>	副団長	<u>120,000</u>
分団長	<u>91,800</u>	分団長	<u>88,800</u>
副分団長	<u>63,300</u>	副分団長	<u>60,300</u>
部長	<u>48,300</u>	部長	<u>45,300</u>
班長	<u>41,100</u>	班長	<u>38,100</u>
団員	<u>39,000</u>	団員	<u>36,000</u>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。